

郡衙の構造：上野國交替使實録帳について

竹内，理三

<https://doi.org/10.15017/2335374>

出版情報：史淵. 50, pp.61-70, 1951-12-28. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

郡 衙 の 構 造

—上野國交替使實錄帳について—

竹 内 理 三

九條家本延喜式卷十六・卷廿・卷卅二・卷卅八の四卷にわたる紙背に、上野國交替使實錄帳と名づけ得る一連の文書がある。この文書は、既に早く宮地直一博士によつて、その神社の部分が紹介せられたが、同氏「神道史」の研究「卷一」最近、森末義彰氏によつて、卷十六の定額寺の記載の部分が、乏しい平安中期の伎樂史料として貴重なるものとして紹介された。昭和二十五年度第四十九回史學大會然しこの文書は、延喜式の四卷にわたるほど長く、國司交替に際する實錄帳であるので、これまで紹介された以外にも、平安中期の地方政治の實態を知るに足る多くの部分を含んでゐる。而も全然未刊であるため、殆んど學界に利用されてゐない。こゝではこの文書の中郡衙に關する部分を紹介し、從來殆んど考へられてゐない郡衙の構造についての史料を提供し、平安中期の地方政治理解の一助としたい。

この交替使實錄帳の郡衙に關する部分は延喜式卷三十八の裏にあつて、次の如くである。

(一).....(紙繼目).....

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

三 宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

四 宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

宿屋壹字 向屋壹字 納屋壹字 厩壹字

郡 衙 の 構 造

厩

酒屋壹字 竈屋壹字 納屋壹字 借屋壹字

片 岡 部

正 倉

西一倉壹字 西萱屋壹字 東土倉壹字 郡外正倉

東一板倉壹字 第二板倉壹字 中行第二倉壹字

郡衙の構造

南收板倉壹字 第二板倉壹字 中四板倉壹字

官舎

廳屋壹字

館屋壹字

宿屋壹字

厩壹字

一館

向屋壹字

副屋壹字

二館

宿屋壹字

副屋壹字

厩壹字

向屋壹字

三館

南向屋壹字

北副屋壹字

厩壹字

四館

宿屋壹字

向屋壹字

副屋壹字

厩壹字

甘樂郡

正倉

北一土倉壹字

南一板倉壹字

南一土倉壹字

東一板倉壹字

西二土倉壹字

東二板倉壹字

東三板倉壹字

東五土倉壹字

西一土倉壹字

西二板倉壹字

西三板倉壹字

(紙織目)

一館

宿屋壹字

西納屋壹字

向屋壹字

二館

宿屋壹字

向屋壹字

厩壹字

三館

宿屋壹字

向屋壹字

厩壹字

四館

宿屋壹字

東副屋壹字

南副屋壹字

厩壹字

多胡郡

正倉

西一土倉壹字

西二土倉壹字

南一土倉壹字

南二土倉壹字

郡廳館

南三土倉壹字

南四土倉壹字

中一〇〇板倉壹字

北一板

宿屋壹字

厨家壹字

西納屋壹字

向屋壹字

副屋壹字

厩壹字

二館

宿屋壹字

向屋壹字

厩壹字

三館

宿屋壹字

向屋壹字

副屋壹字

四館

宿屋壹字

納屋壹字

副屋壹字

厨家

酒屋壹字

納屋壹字

竈屋壹字

綠野郡

正倉

廳屋壹字

北一土倉壹字

東二土倉壹字

南一土倉壹字

南二土倉壹字

南向屋壹字

北屋壹字

西屋壹字

北二土倉壹字

西二土倉壹字

一館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

二館

宿屋壹字 副屋壹字 向屋壹字 厨家壹字

三館

宿屋壹字 副屋壹字 向屋壹字 厩壹字

四館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

厨家

宿屋壹字 備屋壹字 櫛屋壹字 納屋壹字

那波那

正倉院

東甲一倉壹字

那廳壹字

向屋壹字 公文屋壹字 副屋壹字

(四) (紙繼目)

一館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

二館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

三館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厨家壹字

四館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

厨家

郡衙の構造

(屋敷カ) 酒壹字 備屋壹字 櫛屋壹字 納屋壹字

群馬郡

正倉貳字

南行第四甲倉壹字 中行第二板倉壹字

東院五字

中行第二板倉壹字 南行第一板倉壹字 第三甲倉壹字

西行第一倉壹字 中行第二倉壹字

雜舍陸字

廳壹字 掃守倉壹字 納屋壹字

厨屋壹字

酒屋壹字 備屋壹字

那廳 西一甲倉壹字 中二板倉壹字 西院中三土倉壹字 西一土倉

小野院

北一板倉壹字 東一板倉壹字

八木院

北一板倉壹字

吾妻郡

正倉參字

東二甲倉壹字 東甲倉壹字 北一甲倉壹字

三館

宿屋壹字 向屋壹字 長田院雜舍壹字

伊參院東一屋壹字 北一屋壹字

官舍

郡衙の構造

(五) (紙繼目) 長田院雜倉壹字 伊參院東一屋壹字

北一屋壹字 雜倉壹字

□ 郡院

東一屋壹字 西屋壹字 東一板倉壹字

南一屋壹字 掃部屋壹字

厨家

酒屋壹字 西納屋壹字 南備屋壹字 竈屋壹字

一 館

宿屋壹字 副屋壹字 向屋壹字 厨屋壹字

四 館

宿屋壹字 副屋壹字 向屋壹字 厨屋壹字

郡廳屋壹字

東屋壹字 公文屋壹字

大眾院東一屋壹字 南一屋壹字 雜屋壹字

利根郡

東一板倉壹字 南一板倉壹字 北四葦葺屋壹字 郡中東一屋壹字

東外板倉壹字 郡廳壹字 南二板倉壹字

勢多郡

正倉郡中二板倉壹字 南外五板倉壹字 南外六板倉壹字

東第一板倉壹字 南外五板倉壹字 院中二板倉壹字

東四板倉壹字 北一板倉壹字 院中二板倉壹字

南外一土倉壹字 南一板倉壹字 西一甲倉壹字

西三甲倉壹字 西五板倉壹字 西七土倉壹字

六四

中二板倉壹字 第二板倉壹字 第三板倉壹字

第四板倉壹字 南外北一土倉壹字 北板倉壹字

北五土倉壹字 北二土倉壹字 北三土倉壹字

北四土倉壹字 北七土倉壹字 副屋壹字

廳屋壹字 向屋壹字 副屋壹字

一 館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厨屋壹字

二 館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

三 館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

四 館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

厨家

酒屋壹字 竈屋壹字

正倉

中南第二板倉壹字 中三行第二甲倉壹字 中南第一板倉壹字

中南行甲倉壹字 中南二行甲倉壹字 中南行第一八面甲倉壹字

中南三行第二丸木倉壹字 中南三行東五倉壹字 北北一行丸木

南第一土倉壹字 南第二土倉壹字 第二土倉壹字

南第四板倉壹字 南第五法板倉壹字 中南四行第一汰土倉壹字

南第一土倉壹字 南第二土倉壹字 第二土倉壹字

南第四板倉壹字 南第五法板倉壹字 中南四行第一汰土倉壹字

南第一土倉壹字 南第二土倉壹字 第二土倉壹字

中南四行第六土倉壹字 北第一板倉壹字 北第二土倉壹字

郡廳雜屋肆字

廳屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 西屋壹字

厨家

宿屋壹字

新田郡

正倉

東第二土倉壹字 中第一土倉壹字 東第一土倉壹字

北第二土倉壹字 西第一土倉壹字 西第二土倉壹字

西第三土倉壹字 西第四土倉壹字 西第五土倉壹字

西第六土倉壹字 東第三土倉壹字 北第一土倉壹字

北第二土倉壹字 東第四土倉壹字 北第五土倉壹字

北第五土倉壹字 北第二土倉壹字 東第五土倉壹字

東第六土倉壹字 北第四土倉壹字 中行第二土倉壹字

中行第三土倉壹字

郡廳

東 壹字 西長屋壹字

壹字 公文屋壹字

一 館

宿屋壹字 向屋壹字 厨屋壹字

二 館

宿屋壹字 南屋壹字 副屋壹字 厨壹字

四 館

宿屋壹字 南屋壹字 副屋壹字 厨壹字

郡衙の構造

厨家

酒屋壹字 納屋壹字 備屋壹字 竈屋壹字

山田郡

正倉

西一 壹字 第一板倉壹字 第二板倉壹字 南外板倉 壹字

北一倉壹字 南第一土倉壹字 第四板倉壹字 第七板倉壹字

第六土倉壹字 北一土倉壹字 第五土倉壹字 第八土倉壹字

廳屋壹字 西副屋壹字 納屋壹字

一 館

宿屋壹字 向屋壹字 厨壹字 副屋壹字

二 館

壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

三 納

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

(七) (紙繼目)

四 館

宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厩壹字

厨家

備屋壹字 納屋壹字 竈屋壹字 酒屋壹字 板倉東長屋壹字

邑樂郡

正倉

西 壹字 西二行板倉壹字 西二行板倉壹字 西六行板倉壹字

西行四板倉壹字 西行土倉壹字 西四土倉壹字 南一土倉壹字

南二土倉壹字 西行板倉壹字

廳屋壹字 東横屋壹字 西横屋壹字

一 館 宿屋壹字 向屋壹字 副屋壹字 厨壹字

二 館 〇屋壹字 備屋壹字 竈屋壹字

右新司良任勘云、國分二寺定額寺佛像經論資財雜具堂舍并府〇〇

郡官舍等破損無實其由如何、前司家業陳云、件國分二寺諸定額

寺佛カ 佛像經論資財雜具堂舍雜舍等無實破損、是非當任之懈怠、往代

以上が郡衙に關する部分の全部である。もともとこの裏文書は、神社や金光明寺の項では同じ記載をしたものが重復し

てあるので、同一のものが二通つぐられ、これが混交して用ひられたことがうかがわれる。

このことは同じくこの延喜式の裏文書にある承暦貳年拾貳月參

拾日の出雲國正稅返却帳に、延喜式の四卷にわたり、二通の同文書を含みながら、共に首尾を缺いて、文書作成の年時は明らかでない。新司良任、前司家業とあるので、國守良任・家業の事務引きつぎの際に作成せられたものであることは間違ひ

ないところであるが、良任・家業の任期は勿論、その家系すら明らかでない。田圖戶籍の項の勘住に、前司家業の言葉として「前前司方正〇〇任之間、去長徳三年正月十一日府院燒亡之次、併以燒失」とあり、長徳三年が前前司の任中とすれ

ば、前司家業は、それより三期目の國司となり、長徳三年より八年目か十二年目の任官となり、その去任は十二年目か十六年目となる。十二年目として寛弘五年、十六年目として長和元年となる。然るに、定額寺の法林寺の項に、「長和三年

交替日記」とみえ、長和三年に國司交替が行はれたことが知れる。これに従へば前司家業は長和三年任、寛仁元年の交替となつて、この交替使實錄帳はこの年のものとなる。然るに本文中、年々交替缺額未填無實事の項に、寛仁元年から始

まつて長元二年に至る記載があるので、長元二年以降のものでなければならぬ。幸ひ甘樂郡拔鉢大明神社の條に、

件社爲前例以卅年爲限、有造替之事、爰當任之内去萬壽二年相當件改造之年也。

とみえ、勢多郡赤城明神社の條に、

件社七年一度有造作之例、當任去萬壽四年相當□大修造之年、仍皆新所修造也。

とあることによつて、萬壽二年より四年の間は當任、即ち前司家業の任期であつたことは明らかであり、缺穀類未填が長元二年まで記載されてゐるところから結論すれば、前司家業は國守を二期つとめ、長和三年の交替期を基準にして算へると、長和三年から數代の國司を経て家業に至り、萬壽元年初任、同四年再任、長元三年再任期満了となり、その交替期に作成されたものが本文書といふことになる。一二年の誤差はあるにしてもそれと遠からぬものであらう。

また同一文書が二通あることも、延喜勘解由式によれば、内外諸司の不與前司解由狀、令任用分付實錄帳、檢交替使帳等は、諸國、即ち外官は七通、諸司、即ち内官は五通と見え、諸國七通は、奏文・内案・端書・長案・解文・草案・勘判と見え、先づ、草案を書して、解文に載する所の事條に隨つて、關係所司を召して之を勘申せしめ、主典已上次官已下次第に勘判を加へて後、長官が彼此（前司後司）の主張を聞して勘判の得失を定める、かうして長官が定めたものを熟紙に書いて長官以下が連署し覆勘し解由使印を捺して長案とする、更に奏文・内案・解文等を書いて次官以下これを校讀して後加署する、云々とあつて、草案・長案・奏文と幾通りにもつくられた結果であらう。

かうして本文書はほゞ長元三四年頃（AD一〇三〇—一〇三一）の上野國の國郡政の實情を示したものである。當時上野國は碓氷・片岡・甘樂・多胡・綠野・那波・群馬・吾妻・利根・勢多・佐位・新田・山田・邑樂の十四郡に分れてゐたが延喜民、この文書の前掲部分は、碓氷郡の一館から始まり、片岡・甘樂・多胡・綠野・那波・群馬・吾妻・利根・勢多・佐位・新田・山田・邑樂の各郡を存してゐて、郡衙の部分のみは殆んど完全に近い。

二

上野國の各郡衙は、多少の小異はあるが、ほゞ大同の規模を持つてゐることが、この文書によつてうかがわれる。

先づ各郡には十數字乃至二十數字の正倉がある。正倉は萱屋・土倉・板倉・甲倉・丸木倉の各種があるが、東西南北中を冠し、更に二二三の數字をつけられてゐるところから、その建て並べ方が想像される。またこの數字が必ずしも完全にそろつてゐないことは、郡衙がおかれて以來數世紀の間に朽損その他の原因で、缺失したものであらう。従つて當初は更に多數の正倉が軒を並べてゐたことが察せられる。正倉について、一館・二館・三館・四館がある。各館には、宿屋・向屋・副屋・厩が各一字ある。この館は如何なるものであるか明らかでないが、正倉院文書に國司郡司の居宅を館とよんでゐる例がある。こゝに一館から四館まである點、宿屋や厩がある點などから考へても、郡司の四等官の官舎ともいふべきものはあるまいか。四館の中には厩の代りに厨家を備へたものもある。厩のある館の官人は通勤で、厨家のある館主は住み込みとでもいふことができようか。別に郡廳があつて、こゝには廳屋・公文屋がある。こゝで公的事務をとり扱ふ政廳であることは言ふまでもない。これらとは別個に厨家があり、酒屋・備屋・竈屋・納屋が設けられる。郡司雜任たちの食事を用意する所であることは言ふ迄もない。群馬郡では正倉の所在地が東院・小野院・八木院の三箇所に分れてゐるのは、延曆十四年閏七月十五日及び同年九月十七日の格によつて建てられたものであらう。閏七月十五日の格には、「如聞百姓之居去糞宇相接、一倉失火、百倉共燒、言念其弊、有損公私、宜須每鄉更置一院、以濟百姓、兼絕火祥、始自今年所輸租稅、收納新院、但前所納郡家不動物者、依舊莫動、其用盡倉者漸遷新院」とあり、九月十七日の格には、前格で每郷におけと令したのを改めて、「去閏七月十五日每鄉更建倉院之狀、下諸國畢、追尋此更願乎穩便、今須彼此相接比近之郷、於其中吾妻郡でも同様な處置がうかがわれるもの夫同置一院、村邑遙阻絕隔之處、宜量地便每鄉置之」とみえる。(類聚三代格十二)

従來、律令制時代の國府は、それがその地方政治の中心地であるだけに、その地自體が政治的經濟的中心地たる位置をえらんだために、律令政治が衰えて後も、その地方の中心地として存続したところも少なくなく、國府・府中・古府などの地名として、今日でもその地を比定できるところも少なくない。従つて今日ではほとゞ全國にわたつて國府の所在地が比定されてゐる。それに反して郡政の政廳所在地である郡衙については、從來殆んど研究が行はれてゐない。郡衙を郡家とも

稱したことは風土記などに示すところであるが、那家の所在地は、從來那名と同名の郷を以てそれに比定せられた程度であり、而もこれを具體的に今日の地點について定めたものは殆んどない。かうした中に、昭和十六年十八年に高井悌三郎氏が、常陸國新治郡々衙の趾を發掘調査して、その全貌を報告せられたのは、寡聞にして管見の及ぶ唯一の貴重な文献である。昭和十九年桑名文星堂刊同
氏「新治郡上代遺跡の研究」

同氏の報告によれば、この新治衙趾は、茨城縣眞壁郡新治村字古郡の地にあつて、東部建築群趾・西部建築群趾・北部建築群趾・南部建築群趾の四つの建築群より成つてゐる。この四群趾において發掘された總建築趾は五十一を數え東部建築群趾は十三趾で不動倉趾に比定され、北部建築群趾は二十五趾で穀倉趾、南部建築群趾（この區域は民家があるため全部ではないやうであるが）は四趾で倉庫趾、西部建築群趾は九趾で郡廳趾に比定せられた。この比定は、こゝにあげた交替實錄帳の記載と比べて見ても、ほど適當であることが察せられる。更に新治郡衙趾では、かうした四建築群趾が相接し連続して全體として一郭をなしており、この郭の外周に土壘と壕をめぐらした跟跡が見出された。

那家における正倉の設置は、従つて倉庫群の存在は、奈良時代の各國正稅帳に一々示されて居り、またこれが東西南北の群に分けられ、東第何倉等と呼んでゐたことは、天平九年和泉監正稅帳などに見られるところである。八世紀末から九世紀にかけて諸國の正倉は、國郡司が自己の不正をかくすために、いわゆる神火にかけられて次第にその機能を失つて行つたのであるが、然し十・十一世紀になつてもなほかなりの程度維持せられてゐた。例へば、延喜年間のものと思はれる越中國官倉納穀交替帳石山寺文書は、天平勝寶三年（A D 七五二）から延喜十年（A D 九一一）に至る約百五十年間の越中國

正倉納穀の交替實錄帳であるが、延喜十年の頃でも、納むべき正倉が不足して、假倉をいくつも建て、收納してゐるのである。平安遺文一
卷二〇四號上野國交替實錄帳のできたと思はれる長和三四年より十數年後の永承四年紀伊國某郡々許院收納所收納米進未勘文によつても、郡衙の正倉に收納される正稅の様子がうかがわれる。この文書は九條家本延喜式卷八裏文上野國交替書にある。平安遺文卷三に所收。

使實錄帳は、かうした郡衙の機能が、十一世紀においてもなほかなりの程度果されつゝあることを示すものであらう。而も正倉につけられた番號が間々脱落してゐることは、早い昔にそれらの正倉が朽損して交替帳にすら記載せられなくなつたことを示し、郡衙の類勢を如實に示すものであり、律令政治の類勢は否定すべくもない。同様な傾向は實錄帳の田圖戶籍の項にもうかがわれるのであつて、この項には無實の班田圖伍佰拾陸卷として、弘仁貳年捌拾陸卷、天長伍年捌拾陸卷、嘉祥肆年捌拾陸卷、齊衡貳年〔 〕同參年貳卷、貞觀漆年捌拾陸卷、仁和元年捌拾陸卷、とあげてゐて、不規則的ではあるが、仁和元年（AD八八五）までは班田收授法を行つてゐたことを示してゐる。戶籍に至つては、全卷無實と注してはゐるが、庚午年玖拾卷管郷捌拾陸 驛家戶肆 五比戶籍肆佰陸拾卷、天曆五年戶籍玖拾貳卷管郷八十四 驛家戶四 應和元年戶籍玖拾貳卷、康保肆年戶籍玖拾貳卷、天延元年戶籍玖拾貳卷、天元參年戶籍玖拾貳卷、合せて伍佰伍拾卷をあげてゐる。班田圖伍佰拾陸卷に對し、收田圖陸佰參拾〔 〕卷があり、弘仁十年捌拾陸卷、天長十年捌拾陸卷、承和元年捌拾陸卷、同八年〔 〕、仁壽二年捌拾陸卷、貞觀二年捌拾陸卷、貞觀二年捌拾陸卷、延長三年捌拾陸卷、昌泰三〔 〕をあげてゐる。此等は何れも目錄のみで無實と注してゐるけれども、收田圖なるものは延喜式にも三代格、政事要略などこの時代の政書には全く所見のないものである。その名目からすれば、班田收授法と不可分の關係をもつもののやうであるが、班田圖作成の年代と對照してみると、なほ問題がのこるやうである。然し班田に對して收田が行はれたことがこれによつて實證され、更にその卷數が班田圖五百十六卷（外に破損班田圖拾貳卷あり）に對し、收田圖六百三十〔 〕卷（外に破損收田圖五十二卷あり）を數へることは、班田收授に際し、收田が死歿した者の口分田のみに限り、他は前班田々地をそのまま保有せしめたといふ通説に對し、ある反證となるものではあるまいか。このことは莊園名主の發生とも密接な關係をもつ問題であり、口分田主が最初の口分田をそのまま保有することによつて名主的なものに成長して行つたとしても、その過程については、新たな検討が加へらるべきであらう。

The Structure of *Gunga* (郡衙=County Office)

By R. Takeuchi

In records described in the back sides of *Engishiki* (延喜式) which were owned by the former Marquis *Kujos* (九條), there is a book of investigation on *kokuga* (國衙=office of province), *gungas*, shrines and temples. This investigation book was made when *kokushi* (國司=governor) of *Kozuke* 上野 province changed about the third year of *Chogen* 長元 (A. D. 1030).

This is the rare and valuable materials showing the structure of *gunga*. It shows us that *gunga*, namely the local government office, was composed of more than ten warehouses and four *yakatas* (館=official residences) which had a billet, a stable and a resting-place, and the *Kuriya* (厨家=the kitchen) containing the brewery of *sake*, the cooking range, and the storehouse.

Moreover we learn by this book that a part of *gunji* 郡司 (officers of county) at that time lived out and the other lived in the official residences.